

必須研修項目：【日本リウマチ学会及び日本内科学会や日本整形外科学会等、基本領域の学会が主催また認定した医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策に関する教育研修会・講演会への出席（医師会及び本学会教育施設の受講証明書を含む）の証明について】＊1～4のいずれかを提出して下さい。

1. 日本リウマチ学会学術集会・アニュアルコースレクチャー（中央研修会東京大会、大阪大会を含む）の医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策に関する講演会に参加された場合
参加証の提出のみでは証明になりません。
会場前で専門医手帳への押印か受講証明書をお渡ししていますので、必ずお受取り下さい。
2. 日本内科学会、日本整形外科学会等、基本領域学会が主催または認定した医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策に関する講演会、研修会に参加された場合
参加された教育研修会・講演会の受講証明書の提出が必要となります。
＊日本整形外科学会については、研修講演会必須分野 14（医療安全 14-1、医療事故・医療法制 14-4、医療倫理 14-3、感染対策 14-2）が認められます。受講された場合は、日本整形外科学会のホームページで確認できる取得単位一覧を更新時にご提出下さい。
3. 日本医師会が認定した医療倫理、医療制度と法律、医療の質と安全、感染対策の生涯教育研修に参加された場合
カリキュラムコード 2、3、6、7、8 が認められます。
受講された場合は、カリキュラムコードが記載された証明書か学習単位取得証の提出が必要となります。
4. 日本リウマチ学会認定の教育施設内で医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策の研修を受講された場合
施設からの証明が必要となります。ホームページに受講証明書を公開していますので、ご使用下さい。（施設の書式がある場合は、施設の証明書を使用いただいても問題ありません。）
受講証明書 > > https://www.ryumachi-jp.com/careerup-specialist/specialist/pro_ijisaisoku/